

## 議会運営委員会会議録

日 時 平成30年10月5日(金) 開会時刻 午後1時10分  
閉会時刻 午後1時27分

場 所 議会運営委員会室

出席者 委員長 中村正則 副委員長 土橋 亨  
臼井成夫 皆川 巖 浅川力三 大柴邦彦 望月利樹  
早川 浩 飯島 修  
議長 河西敏郎 副議長 久保田松幸  
委員外議員 安本美紀 小越智子

欠席者 なし

執行部出席者 総務部長 鈴木康之 財政課長 宮崎正志

### 議 題

#### 1 議会運営委員の選任について

- 議長から報告のあった議会運営委員の選任の件については、本日の本会議に上程し、冒頭に行う扱いとする。  
以上了承された。

#### 2 知事提出追加議案の取り扱いについて

- 本件は、本日の本会議に上程し、知事の口頭説明ののち、人事案件であるので、質疑、討論及び委員会の付託は省略して即決する扱いとされた。

#### 3 議員提出議案の取り扱いについて

##### (1) 議員派遣の件について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭による説明、質疑、討論及び委員会の付託は省略して、即決する扱いとされた。
- なお、採決にあたっては、簡易採決の方法によることとされた。

##### (2) 「ライドシェア」と称する白ナンバーでのタクシー類似行為を容認する規制改革の自粛をもとめる意見書」ほか1件の意見書について

- 本件は、本日の本会議に上程し、一括して議題に供し、提出者の口頭による説明ののち、質疑、討論及び委員会の付託は省略して、即決する扱いとされた。
- なお、採決にあたっては、一括して、簡易採決の方法によることとされた。

#### 4 知事提出議案及び請願の取り扱いについて（議運資料 1、2）

##### （1）委員長報告について

- 委員長の報告は、口頭報告とされた。

##### （2）討論について

- 討論は、小越智子議員から請願第 30－4 号について反対の、また、望月勝議員から第 75 号議案について賛成の発言通告があったことが報告された。

##### （3）採決方法について

- 議案及び請願は一括して議題に供し、採決にあたっては、配付の議案採決順序表及び請願採決順序表のとおり、議案については、まず、反対のある第 72 号議案及び第 73 号議案を起立により採決し、次いで、第 70 号議案、第 71 号議案及び第 74 号議案ないし第 79 号議案を一括して簡易採決の方法によることとする。

その後、諮第 1 号議案、諮第 2 号議案を一括して簡易採決によることとされた。

- 請願については、反対のある請願第 30－4 号を起立により採決し、次いで、請願第 30－3 号及び請願第 30－5 号を一括して簡易採決の方法によることとする。
- 以上了承された。

#### 5 本日の議事順序について（議運資料 3）

- 本日の議事順序は、配付のとおりとされた。

#### 6 本会議の開始時刻について

- 本会議の開始時刻は、午後 2 時 30 分とされた。

#### 7 議会運営委員会の閉会中の継続審査案件について（議運資料 4）

- 本委員会が、閉会中もなお継続して調査を要する事件は配付のとおりとされた。
- また、県外調査を、10 月 23 日（火）から 25 日（木）まで実施することとするので、全員の参加をお願いする。（その場で日程を配付した）

#### 8 12 月定例会の会期案について

- 総務部長から、12 月定例会の招集日の概ねの案について説明を受けた。

仮に、招集日を 12 月 3 日とした場合、12 月定例会の会期案については、12 月 3 日開会、12 月 18 日閉会の 16 日間の日程とし代表質問及び一般質問を 12 月 6 日から 11 日までの 4 日間、常任委員会を 12 月 12 日から 14 日の 3 日間と予定することとされ

た。

なお、提出予定案件の事前説明会は11月16日（金）に予定されている。

**（その他）**

- 中村委員長から、一身上の都合により委員長を辞任したい旨の申し出があり、申し出のとおり許可された。
- 委員長辞任に伴い、委員長が欠員となったため、委員長の互選を行った。
- 委員長の互選は、指名推選により行うことと決定され、土橋副委員長が臼井委員を指名し、臼井委員が当選し、委員長就任挨拶を行った。
- 土橋副委員長から、一身上の都合により副委員長を辞任したい旨の申し出があり、申し出のとおり許可された。
- 副委員長辞任に伴い、副委員長が欠員となったため、副委員長の互選を行った。
- 副委員長の互選は、指名推選により行うことと決定され、臼井委員長が望月(利)委員を指名し、望月(利)委員が当選し、副委員長就任挨拶を行った。

以上